

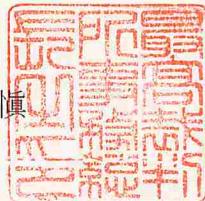
最高裁秘書第3045号

令和2年12月18日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

令和2年11月11日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を開示したことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

安心して修習に専念するための環境整備を更に進め、いわゆる谷間世代に対する施策を早期に実現することに力を尽くす決議（平成30年5月25日の日弁連定期総会の決議）に関して最高裁判所が作成し、又は取得した文書

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第3205号

令和2年12月25日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

安心して修習に専念するための環境整備を更に進め、いわゆる谷間世代に対する施策を早期に実現することに力を尽くす決議（平成30年5月25日の日弁連定期総会の決議）に関して最高裁判所が作成し、又は取得した文書

2 苦情の申出がされた日

令和2年11月18日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和2年度（最情）謝問第31号

(2) 謝問日

令和2年12月18日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第3206号

令和2年12月25日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和2年度（最情）諮問第31号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和2年12月18日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした開示の判断に対し、安心して修習に専念するための環境整備を更に進め、いわゆる谷間世代に対する施策を早期に実現することに力を尽くす決議（平成30年5月25日の日弁連定期総会の決議）（以下「本件決議」という。）が最高裁判所に送付されたことを受けて、最高裁判所の検討内容が記載されている文書が別に存在すると思われる旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

安心して修習に専念するための環境整備を更に進め、いわゆる谷間世代に対する施策を早期に実現することに力を尽くす決議（平成30年5月25日の日弁連定期総会の決議）に関して最高裁判所が作成し、又は取得した文書

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、令和2年11月11日付けで開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

本件決議は、日本弁護士連合会から最高裁判所に対して参考として送付されたものであり、また、その内容も最高裁判所に対して何らかの応答を求めるものではないことから、同決議に関し、最高裁判所としての検討内容を記載した文書は作成していない。

よって、原判断は相当である。